

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市市長} \\ \text{特別区区长} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省医薬食品局長

毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成21年政令第120号）（平成21年4月8日付官報第5047号）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第102号）（平成21年4月8日付官報第5047号）が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長あてに発出することとしていることを申し添える。

記

第1 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令について

1 次に掲げる物を毒物に指定したこと。

- （1）亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤
- （2）亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤
- （3）アバメクチン及びこれを含有する製剤（アバメクチン1.8%以下を含有するものを除く。）
- （4）2, 2-ジメチルプロパノイルクロライド(別名トリメチルアセチルクロライド)及びこれを含有する製剤
- （5）S-メチルーN-〔(メチルカルバモイル)ーオキシ〕ーチオアセトイミデート(別名メトミル)及びこれを含有する製剤（S-メチルーN-〔(メチルカルバモイル)ーオキシ〕ーチオアセトイミデート45%以下を含有するものを除く。）

2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。

- （1）亜硝酸3級ブチル及びこれを含有する製剤
- （2）アバメクチン1.8%以下を含有する製剤

- (3) 2, 4, 6, 8-テトラメチルー1, 3, 5, 7-テトラオキシカン(別名メタアルデヒド)及びこれを含有する製剤(2, 4, 6, 8-テトラメチルー1, 3, 5, 7-テトラオキシカン10%以下を含有するものを除く。)
- (4) 1-(4-メトキシフェニル)ピペラジン及びこれを含有する製剤
- (5) 1-(4-メトキシフェニル)ピペラジン-塩酸塩及びこれを含有する製剤
- (6) 1-(4-メトキシフェニル)ピペラジン二塩酸塩及びこれを含有する製剤

3 次に掲げる物を劇物から除外したこと。

- (1) 2-イソプロピルー4-メチルピリミジルー6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)5%(マイクロカプセル製剤にあっては、25%)以下を含有する製剤
- (2) シクロポリ(3~4)[ジフェノキシ、フェノキシ(4-シアノフェノキシ)及び[ビス(4-シアノフェノキシ)]ホスファゼン]の混合物及びこれを含有する製剤
- (3) 3, 4-ジクロロ-2'-シアノー1, 2-チアゾール-5-カルボキサニリド(別名イソチアニル)及びこれを含有する製剤
- (4) 4'-メチルー2-シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
- (5) 2-[2-(4-メチルフェニルスルホニルオキシイミノ)チオフェン-3(2H)-イリデン]-2-(2-メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤

4 施行期日

平成21年4月20日から施行することとしたこと。ただし、第1の3の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

5 経過措置等

毒物に指定された第1の1(5)に掲げる物については、平成21年4月20日(施行日)現在において存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(第22条第5項において準用する場合も含む。)の規定による「医薬用外劇物」の表示がなされている物については、平成21年7月31日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は適用されないこととしたこと。

平成21年4月20日(施行日)前にした第1の1(5)に掲げる物に係る違反については、改正前の罰則が適用されることとされたこと。

新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情にかんがみ、平成21年4月20日(施行日)現在、その製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成21年7月31日までは、法第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用されず、また、現に存する物については、平成21年7月31日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第2

2条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定は適用されないこととしたこと。

これらの者に対しては速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導すること。また、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条、第15条、第15条の2、第16条等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用されるものであるもので、関係業者を適正に指導すること。

第2 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令について

1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる毒物に指定したと。

- (1) アバメクチン及びこれを含有する製剤（アバメクチン1.8%以下を含有するものを除く。）
- (2) S－メチルーN－〔（メチルカルバモイル）－オキシ〕－チオアセトイミデート（別名メトミル）及びこれを含有する製剤（S－メチルーN－〔（メチルカルバモイル）－オキシ〕－チオアセトイミデート45%以下を含有するものを除く。）

2 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定したと。

- (1) アバメクチン1.8%以下を含有する製剤
- (2) 2, 4, 6, 8－テトラメチルー1, 3, 5, 7－テトラオキシカン(別名メタアルデヒド)及びこれを含有する製剤（2, 4, 6, 8－テトラメチルー1, 3, 5, 7－テトラオキシカン10%以下を含有するものを除く。）
- (3) S－メチルーN－〔（メチルカルバモイル）－オキシ〕－チオアセトイミデート（別名メトミル）45%以下を含有する製剤

3 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物の指定を解除したと。

- (1) 2－イソプロピルー4－メチルピリミジルー6－ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）5%（マイクロカプセル製剤にあつては、25%）以下を含有する製剤
- (2) 3, 4－ジクロロ－2’－シアノー1, 2－チアゾール－5－カルボキサニリド（別名イソチアニル）及びこれを含有する製剤

4 施行期日

平成21年4月20日から施行することとしたこと。ただし、第2の3の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添1及び別添2に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添3のとおりであること。